

2007年8月27日

23:05

第2章近現代国家と行政システムの発展

第1節近現代国家の発展と行政

第2節戦前日本の行政システム

第3節占領改革と再改革

第4節近代国家の行政とその諸価値前提

2章1節近代国家の発展と行政

- ・ 近代国家は主権(sovereignty)の統一で成立
- ・ 権力分立の統治制度——ロック、モンテスキュー
- ・ 国王の権力を制約へ——執行権(常備軍と官僚制)のみ、議会と裁判所による監視
- ・ 18-9世紀の国家——安い政府(cheap government)、夜警国家(ラッサール)、スミス、リカード
- ・ 1930年代以降の国家——福祉国家、ケインズ

今日のクイズ：戦前と戦後は断絶しているか？

2章2節戦前日本の行政システム1

1. 明治政府と行政の特質

・ 天皇制が土台、官僚は「天皇の官吏」（天皇の召使）・官制大権（大権とは天皇の権限事項、国家の仕組み・制度を官制という）の行使に参与、代表性は1930sまでは拡大（大衆民主制=mass democracy）

・ 首相のリーダーシップは、内閣制(1885)までは強いが(大宰相主義)、明治憲法(1889)で同輩中の首席(閣僚任免権なし)へ

明治政府の元では、首相の権限は弱い。憲法制定以降に弱くなる。天皇を単独輔弼製（各大臣が天皇を単独で輔弼してゆく）

・ 軍部大臣(現役)武官制と統帥権独立

当時は陸軍海軍。現役武官制、文官統制がいきわたらない。重要なのは軍の統帥権が天皇にあったので政党が抑えられないという制度的欠陥があった。

・ 議会の立法権と予算権の制約

政府の立法権・予算権が広く認められていた。勅令、今で言う政令が多かったので政府が権限大きかった。そのため、議会の権限は弱かった。

2章2節戦前日本の行政システム2

・ 後発国は「強い国家」か?——比較政治学的に証明せよって言われたら?ポイントになるのは官僚。後発国における官僚は非常に強い。一方であまり民主主義体制ではないため、内閣などは弱い。出戦前日本は強い官僚(軍部・省庁)だが、弱い内閣・政党システム

・ 強い社会勢力(地主層)の抵抗で近代化不能?

後発国では比較的地主層が強いことが多い。保守的な考えを地主層が持つてると、なかなか近代化がうまく行かない。日本では地主層が比較的柔軟であった。明治改革で地主が解体されたことが大きい。

・戦時体制で強い行政へ——企画院(1937)、食糧管理・金融統制の法制度(1943)
柔軟な地主層が日本の政治体制強化に貢献したんじゃないか。しかし、戦時体制でそんなことは言っていられなくなる。企画院はかなりの権限を持っていた。企画院が食糧管理・金融統制を行っていたため、日本の経済順応が遅れたと一橋大学。

2章2節戦前日本の行政システム3

2. 外国の行政制度導入のインパクト

・官制大権の勅令——議会関与不能、超然主義

勅令が中心であったため、議会がコントロールできなくなった。そのような主義、内閣が議会に対してまったく気にしないという立場をとることを超然主義という。

・ドイツやフランスがモデル

・組織特定型官僚制(日)専門型官僚制(英)

日本の官僚制の特徴は個人が組織に帰属することが一生続いてゆく、そんな官僚制。英は特定の各部、の専門の専門知識・技能をもっていればどの部署に所属していても、出世してゆくことができるという制度。日本ではなぜそうなったかということ、アメリカがどっちかということその制度だったからである。

・警察制度の導入(ウェストニー)——英から仏へ

警察制度一、面白いのは当時のイギリスの警察制度を導入した。薩摩藩(鹿児島)が目をつけたため。ある時に、フランスに変わってしまう。国内の治安安定のために、体制のきっちりしたフランスの制度に倣うようになる。

・Polizei(独)の概念——司法警察(治安)と行政警察(衛生)、内務省(大久保)、警視庁>東京府・市・「上からの」森林行政(西尾隆)——官有林の保続

我々の今考える警察は、治安の維持の警察、しかし当時は行政警察という意味も含んでいた。警察といえば、内部行政一般を指していた。

・「上からの」森林行政(西尾隆)——官有林の保続

現在でも国有林が多い。戦前は官有林の保続を行っていた。現在は外国財の輸入自由化でダメージを受けている。では上からの行政は成功したのか。成功しないこともあると考えるのが妥当である。官僚の払い下げから民間が力を伸ばした。それが財閥の形成に寄与している。

2章3節占領改革と再改革1

戦前のシステムが戦後になってどう改革したのか。

憲法体制の大転換——民主化

明治憲法が昭和憲法に変わった。権威主義体制が民主主義体制になった。

・国民主権が土台、公務員は公僕(public servant)、役割・権限は国家公務員法・国家行政組織法・省庁設置法・個別法による(国会)

天皇制じゃなくて国民主権になった。国民主権の元において公務員が置かれた。公衆の召使というように位置づけが変わった。法律でもって根拠付けられる。つまり国会によってコントロールを受けることになることを意味する。

・首相のリーダーシップ強化(閣僚任免権)

閣僚に任免権を確実なものにする。罷免の自由。

・国会中心主義への転換、戦前からの連続性も(間接統治方式)、55年体制以降、多元主義(pluralism)へ

国会の地位が破格的に強化。統制力が高まった。自民党一党体制になるがそのときに多元主義に。法案を作る際に与党審査を経なければ法案提出できないということになった。これは小泉の代になってなくなるが。小泉は国民に真意を問うといって解散したりしたけど。

2章3節占領改革と再改革2

1. 占領改革

・日本国憲法(1946)と各行政法(国家行政組織法・各省設置法・会計検査院法・国家(地

方)公務員法・地方自治法・(地方)財政法)

- ・ 占領改革の定着率は高い——国民に受益層（農地改革によって地主は土地を失い、農民に分ける。土地をもらった人たちはうれしい。受益層。
 - ・ 冷戦による戦略変化(GSからG2へ)で再改革
中国の共産化が目前に迫るという事態。共産圏の防波堤を日本に求める。
2. 再改革または逆コース改革(自主自立改革)

阿部さんのおじいさんは岸さん。安保の改定をやった人。岸さんは官僚で、満州国に行って、統制経済をやった人。

- ・ 経済法・労働関係法と行政機構の改革

日本の財閥・経済人にとってはよいものではなかった。財閥解体とかされるし。カルテル結びにくくなる。内務省はアメリカによって解体。地方と警察というに大権力を握っていたから。

- ・ 自治体警察の廃止、教育委員や特別区長の任命制、1府12省8大臣庁体制

当時は各市町村に警察を置いていたが、小さな村が多かったので、費用が賄えない。そのため、都道府県単位で警察を設置した。

戦前のシステムと戦後のシステムはどう変化したか抑えようみたいなまとめ。
終わり。

貼り付け元 <<file:///I:/授業ノート2年生/行政学/行政学5・14.doc>>